

触法者を親族にもつ子どもに関する研究

—児童相談所アンケート調査から見えてくるものⅡ—

深谷 裕

1. はじめに

本研究の目的は、触法者を親族にもつ子どもが呈する問題行動および心理的問題と、彼らを取り巻く環境との関連性について、児童相談所を対象としたアンケート調査により明らかにすることである。

親の勾留や受刑が、その子どもたちに多様な社会的および情緒的困難をもたらすことが、諸外国の調査で明らかになっている。彼らが抱える困難の要因として、社会的スティグマ (e.g., Condry, 2007)、発達段階に適した説明の有無 (e.g., Poehlmann, 2005)、親との接触の断絶 (e.g., Arditti, Smock, & Parkman, 2005)、養育環境の変化と養育の質の低下 (e.g., Morris, 1965) の四つが指摘されている。

その他にも、父親と母親のどちらが触法者であるか、逮捕前の居住状況 (i.e., 同居か別居か) や親子関係、逮捕時の子どもの年齢、刑期、代替的養育環境、残された養育者の対処状況、ソーシャルサポートのレベル、家族の社会経済的資源等によっても、子どもの反応は異なる可能性があることが指摘されている (e.g., Hagan & Dinovitzer, 1999; Johnson & Waldfogel, 2002; Murray & Farrington, 2008)。

Murray ら (Murray, Farrington & Sekol, 2012) は、親の受刑後の子どもの反社会的行動、精神保健、薬物使用、学業について 40 の先行研究を元にメタ分析を行っている。Murray らの研究では、親の受刑は子どもの反社会的行動の高いリスクと関連性はあるが、精神保健問題や薬物使用、学業不振のリスクとの関連性は低いことが示されている。さらに子どもの性別、父親と母親のどちらが触法者であるか、逮捕時の子どもの年齢、調査時の子どもの年齢、調査国等は、親の受刑と子の反社会的行動との関連性を緩和するような要因になっていないことを明らかにした (Murray, Farrington & Sekol, 2012)。逮捕前の居住状況、家族関係、触法行為についての説明のあり方、刑期、ソーシャルサポートのレベルといった上記で挙げたよ

うな事柄が、緩和要因となっている可能性も考えられるが、Murray らの研究では、先行研究の不足という理由からメタ分析で明らかにすることはできていない。

一方、日本においては、触法者を親族にもつ子どもについての実態調査はこれまで実施されておらず、彼らに見られる問題行動および心理的問題と、彼らを取り巻く環境との関連性については明らかにされていない。そこで、本研究では児童相談所を対象としたアンケート調査により、触法者を親族にもつ子どもが呈する問題と社会的要因との関連性を明らかにする。

2. 研究仮説

前述したような諸外国で実施された先行研究に基づけば、触法者を親にもつ子どもの問題行動および心理的問題と社会的要因との関連性を詳細に明らかにする上では、子どもの呈する問題と、逮捕前の居住状況や親子関係といった逮捕前の状況との関連性および、父親と母親のどちらが触法者であるか、逮捕時の子どもの年齢、刑期といった逮捕時の事実との関連性、そして発達段階に適した説明の有無、親との接触、代替的養育環境を含む養育環境の変化、ソーシャルサポートのレベル、家族の社会経済的資源、社会的スティグマといった逮捕後の社会環境との関連性を検討することが要請される。

しかし、本研究は児童相談所を対象としたアンケート調査結果をもとにした分析であることから、得られる情報に制限が伴う。とりわけ子どもが呈する問題の詳細を把握することは困難である。そのため、本調査では「問題行動」「心理的問題」それぞれの有無で分類している。また、社会的スティグマについては主観的な側面が強いため、本研究では取り上げず、むしろ触法者本人の状況、子どもの年齢や説明の有無、養育環境といった客観的事項でかつ児童相談所が情報を把握している事柄に焦点を絞った。本研究の仮説は以下の四点である。

仮説一：触法者を親族にもつ子どもの問題行動および心理的問題の有無は、子どもの年齢、触法行為についての気づきといった子ども自身に関する事項と関連がある。

仮説二：触法者を親族にもつ子どもの問題行動および心理的問題の有無は、触法者の所在（刑事施設入所中 / 地域生活中）や逮捕頻度、触法内容といった触法者に関する事項と関連がある。

仮説三：触法者を親族にもつ子どもの問題行動および心理的問題の有無は、子と触法者との親族関係（実母かそれ以外か）や接触頻度、虐待関係の有無など、子と触法者との関係性に関する事項と関連がある。

仮説四：触法者を親族にもつ子どもの問題行動および心理的問題の有無は、子への説明の有無、実質的養育者（社会的養護かそれ以外か）、児童相談所と学校との連携のあり方、学校側の対応状況といった社会環境と関連性がある。

3. 対象と方法

2013年8月に全国の児童相談所（支所・分室を含む）226ヶ所に調査票複数部を郵送で配布し、2013年4月1日時点で対応しているケースについて回答を依頼した。回答期間は約1ヶ月半である。児童の氏名は無記名にし個人が特定されないよう倫理的な配慮をした。なお、調査票の主な内容については、深谷（2014）を参照されたい。

分析においては、問題行動の有無、心理的問題の有無、いずれかの問題の有無（いずれの問題も見られない群、一つでも問題のある群）を従属変数とし、年齢、逮捕頻度（1回、複数回）、児童と触法者との虐待関係の有無（目撃も含め可能性高い、可能性低い）、触法者の状況（刑事施設入所中、社会内処遇中または刑期満了）、児童への説明の状況（何らかの説明あり、説明無し）、服役に対する児童の認識（気づいている、気づいていない、不明）、児童の実質的養育者（社会的養護、それ以外）、教育機関との情報共有（情報共有連携あり、情報未共有連携あり、情報未共有連携無し）、児童に対する学校側の対応（積極的関わりあり、積極的関わり無し）を独立変数として、ケース全体についてそれぞれ χ^2 検定を実施した。また、参考までに「触法者が刑事施設入所中のケース」と「触法者が執行猶予中、保護観察中、刑の執行終了等のケースのみ」に分けた分析も実施した。分析にはSPSS for Windowsを用いた。

4. 結 果

226ヶ所中85ヶ所からの回答が得られた（回収率37.6%）。そのうち7ヶ所は

2013年4月1日段階で該当ケースが無く、78ヶ所において該当ケースがあった。有効回答ケースは389である（内、5ケースは重複。いずれも家族内に2名の触法者がいた）。各項目の単純集計結果については深谷（2014）を参照されたい。また、本研究の仮説では、子と触法者との親族関係（実母かそれ以外か）や接触頻度、触法内容と、子どもの呈する問題との関連性を明らかにすることが要請されていたが、今回収集されたケースの多くは触法者が実母であり、接触頻度についても、とりわけ刑事施設入所中の場合はほとんど無かったこと、さらに触法内容も覚せい剤取締法違反や窃盗が多くを占めたことから、比較検討の対象とすることはできなかった。

①全体のケースについて（n=389）（表1参照）

子どもの年齢、触法者の逮捕頻度、虐待関係、説明状況、触法行為に対する気づき、実質的養育者、教育機関との連携それぞれについて、問題行動の有無、心理的問題の有無、いずれかの問題の有無について関連性がみられた。

子どもの年齢については平均値9.60歳を境に、低年齢群（9歳以下）と高年齢群（10歳以上）に分けている。子どもの年齢が高い方が問題行動を起こしやすく、($\chi^2=46.943$, $df=1$, $p<.01$)、心理的問題も高年齢群の方が抱えやすい ($\chi^2=56.579$, $df=1$, $p<.01$) 傾向が明らかになった。また、逮捕頻度については、複数回逮捕されている方が行動面でも ($\chi^2=5.039$, $df=1$, $p<.05$) も心理面 ($\chi^2=7.870$, $df=1$, $p<.01$) でもともに問題が少ない傾向が見られた。虐待関係については、触法者本人から虐待を直接的に受けていたかあるいは間接的に目撃していた方が、問題行動を呈しやすく ($\chi^2=15.398$, $df=1$, $p<.01$)、心理的問題も抱えやすい ($\chi^2=20.575$, $df=1$, $p<.01$)。説明状況についてみると、正確な説明をされている子どもの方が、何の説明も受けていない子どもに比べて、問題行動を起こしやすく ($\chi^2=17.657$, $df=1$, $p<.01$)、心理的問題も抱えやすい ($\chi^2=33.389$, $df=1$, $p<.01$) ことが明らかになった。説明をする場合、「仕事で遠方に行っている」「病気で入院している」等事実とは異なる説明をしている場合もあるが、その場合でも何らかの説明をしている方が、何の説明もしていないケースと比較すると、行動面 ($\chi^2=18.089$, $df=1$, $p<.01$) 心理面 ($\chi^2=25.999$, $df=1$, $p<.01$) とともに問題を呈する傾向が強かった。触法行為についての説明を受けていなくても、子ども本人が気づいている場合があるため、触法行為に対する子ども本人の気づきによる差異を比較したところ、気づいている場合の方が気づいていない場合に比べて問題行動を起こしやすく ($\chi^2=19.512$, $df=2$, $p<.01$)、心理的問題

表1 全ケース

	問題行動			心理的問題			いずれかの問題								
	有り	無し	χ^2 値	df	p 値	有り	無し	χ^2 値	有り	無し	χ^2 値	df	p 値		
年齢															
9歳以下	20(11.8)	150(88.2)	46.943	1	.000**	32(19.5)	132(80.5)	56.579	1	.000**	42(25.5)	123(74.5)	56.018	1	.000**
10歳以上	94(43.9)	120(56.1)				124(57.9)	90(42.1)				139(64.1)	78(35.9)			
逮捕頻度															
1回	29(22.8)	98(77.2)	5.039	1	.025*	38(29.7)	90(70.3)	7.870	1	.005**	45(34.9)	84(65.1)	8.969	1	.003**
複数	57(35.0)	106(65.0)				73(45.9)	86(54.1)				84(52.5)	76(47.5)			
虐待関係															
可能性高い	58(40.0)	87(60.0)	15.388	1	.000**	73(51.4)	69(48.6)	20.575	1	.000**	84(58.7)	59(41.3)	23.820	1	.000**
可能性低い	31(19.5)	128(80.5)				41(25.9)	117(74.1)				49(30.8)	110(69.2)			
説明状況①															
正確説明	54(36.2)	95(63.8)	17.657	1	.000**	88(58.3)	63(41.7)	33.389	1	.000**	94(61.8)	58(38.2)	35.427	1	.000**
説明無し	19(14.3)	114(85.7)				31(24.0)	98(76.0)				34(26.4)	95(73.6)			
説明状況②															
説明有り (虚偽含む)	74(35.2)	136(64.8)	18.089	1	.000**	109(52.2)	100(47.8)	25.999	1	.000**	124(58.5)	88(41.5)	33.304	1	.000**
説明無し (不明除く)	19(14.3)	114(85.7)				31(24.0)	98(76.0)				34(26.4)	95(73.6)			
触法行為に 対する気づ き															
気づいている	69(39.0)	108(61.0)	19.512	2	.000**	105(59.3)	72(40.7)	48.609	2	.000**	115(63.9)	65(36.1)	46.523	2	.000**
気づいていない	24(116.7)	120(83.3)				29(21.0)	109(79.0)				35(25.4)	103(74.6)			
どちらとも いえない	21(33.9)	41(66.1)				21(33.9)	41(66.1)				30(47.6)	33(52.4)			
社会的養育 者															
社会的養育	72(26.5)	200(73.5)	5.131	1	.024*	103(38.7)	163(61.3)	2.869	1	.090	117(43.5)	152(56.5)	6.319	1	.012*
その他	42(38.2)	68(61.8)				53(48.2)	57(51.8)				64(57.7)	47(42.3)			
教育機関と 連携の連携															
情報共有× 連携×	14(21.9)	50(78.1)	9.770	2	.008**	18(27.7)	47(72.3)	20.975	2	.000**	19(28.8)	47(71.2)	31.856	2	.000**
情報共有× 連携○	24(33.8)	47(66.2)				33(47.1)	37(52.9)				41(57.7)	30(42.3)			
情報共有○ 連携○	66(44.0)	84(56.0)				91(61.5)	57(38.5)				105(70.0)	45(30.0)			
学校の対 応															
関わり有り	73(46.5)	84(53.5)	3.643	1	.056	90(58.4)	64(41.6)	1.292	1	.256	109(69.4)	48(30.6)	4.028	1	.045*
関わり無し	13(30.2)	30(69.8)				22(48.9)	23(51.1)				24(53.3)	21(46.7)			
刑事施設 在															
刑事施設	40(22.6)	137(77.4)	7.372	1	.007**	67(38.3)	108(61.7)	.996	1	.318	72(41.1)	103(58.9)	4.631	1	.031*
触法者の所 在	73(35.3)	134(64.7)				88(43.3)	115(56.7)				108(52.2)	99(47.8)			

備考: いずれの項目でも無回答は除いている

*p<.05 **p<.01

も抱きやすい ($\chi^2=48.609$, $df=2$, $p<.01$) ことが明らかになった。また、実質的養育者については、児童養護施設や里親といった社会的養護のもとに置かれている方が、それ以外の場合に比べて問題行動を呈する割合が低かった ($\chi^2=5.131$, $df=1$, $p<.05$)。しかし、心理的問題については有意差はみられなかった。また、小中学校等の教育機関と児童相談所の情報共有については、情報共有や連携のレベルが上がるに連れて、問題行動を呈する割合が高くなる傾向があった ($\chi^2=9.770$, $df=2$, $p<.01$)。この傾向は心理的問題についても同様であった ($\chi^2=20.975$, $df=2$, $p<.01$)。さらに、児童相談所が認識している学校側の関わりについてみると、学校側の関わりの有無と、問題行動および心理的問題についてはそれぞれ単独には関連性が見出されなかった。しかし、問題を一括りにして調べると、学校側の関わりが有る場合の方が無い場合に比較して、問題を呈している割合が高い傾向がみられた ($\chi^2=4.028$, $df=1$, $p<.05$)。触法者の所在の違いによる差異については、社会内処遇や刑期満了している場合の方が、触法者が刑事施設に入所中の場合と比較して、問題行動を呈しやすいことが明らかになった ($\chi^2=7.372$, $df=1$, $p<.01$)。ただし、心理的問題については有意差はみられなかった。

②触法者が刑事施設入所中のケースについて (n=179) (表2参照)

触法者が拘置所や刑務所といった刑事施設入所中のケースに限定したところ、触法者が地域にいるケースを含めた全ケースとほぼ同様の結果がみられた。ただし、逮捕頻度と問題行動の関連性については有意差はみられておらず、また、全ケースでは実質的養育者と心理的問題との関連性は見出されなかったが、刑事施設入所中に限定すると、社会的養護のもとに置かれている場合の方が、そうでない場合と比較して心理的問題を呈しにくい傾向が見出された ($\chi^2=5.805$, $df=1$, $p<.05$)。

③触法者が地域にいるケースについて (n=210) (表3参照)

触法者が執行猶予中や保護観察中、あるいは刑期満了して地域生活を営んでいる場合に限定した場合も、全ケースとほぼ同様の結果が見出された。ただし、逮捕頻度と心理的問題との関連性は見出されておらず、また、実質的養育者と子どもの抱える問題との関連性も見出されなかった。さらに、教育機関と児童相談所の連携と子どもの問題との関連性については、問題行動および心理的問題それぞれ単独には有意差はなかったが、情報共有や連携のレベルが上がるに連れて、何らかの問題を

表2 触法者が刑事施設入所中のケース

	問題行動				心理的問題				いずれかの問題						
	有り	無し	χ^2 値	df	p 値	有り	無し	χ^2 値	df	p 値	有り	無し	χ^2 値	df	p 値
逮捕頻度	5(42.2)	36(87.8)	3.649	1	.056	7(17.1)	34(82.9)	10.633	1	.001**	9(22.0)	32(78.0)	7.983	1	.005**
検数回	24(27.3)	64(72.7)				40(47.1)	45(52.9)				41(48.2)	44(51.8)			
虐待関係	23(37.7)	38(62.3)	9.169	1	.002**	31(51.7)	29(48.3)	10.343	1	.001**	32(53.3)	28(46.7)	7.924	1	.005**
	14(15.9)	74(84.1)				23(25.8)	66(74.2)				27(30.3)	62(69.7)			
説明状況①	20(29.0)	49(71.0)	10.939	1	.001**	39(54.9)	32(45.1)	17.287	1	.000**	40(56.3)	31(43.7)	18.488	1	.000**
	3(5.6)	51(94.4)				9(17.6)	42(82.4)				9(17.6)	42(82.4)			
説明状況②	30(28.3)	76(71.1)	11.306	1	.001**	51(47.7)	56(52.3)	13.212	1	.000**	54(50.5)	53(49.5)	15.518	1	.000**
	3(5.6)	51(94.4)				9(17.6)	42(82.4)				9(17.6)	42(82.4)			
触法行為に対 する気づき	24(32.0)	51(68.0)	7.432	2	.024*	44(57.1)	33(42.9)	25.394	2	.000**	45(58.4)	32(41.6)	23.476	2	.000**
	10(13.3)	65(86.7)				12(16.9)	59(83.1)				14(19.7)	57(80.3)			
実質的養育 者	6(24.0)	19(76.0)				10(40.0)	15(60.0)				12(48.0)	13(52.0)			
	26(19.3)	109(80.7)	4.336	1	.037*	45(33.8)	88(66.2)	5.805	1	.016*	48(36.1)	85(63.9)	7.235	1	.007**
	14(35.0)	26(65.0)				22(55.0)	18(45.0)				24(60.0)	16(40.0)			
教育機関との 連携	3(9.1)	30(90.9)	9.929	2	.007**	6(17.6)	28(82.4)	19.707	2	.000**	6(17.6)	28(82.4)	22.401	2	.000**
	9(28.1)	23(71.9)				14(43.8)	18(56.2)				17(53.1)	15(46.9)			
	24(40.0)	36(60.0)				39(65.0)	21(35.0)				41(68.3)	19(31.7)			
学校の対 応	24(39.3)	37(60.7)	1.964	1	.161	36(59.0)	25(41.0)	1.628	1	.202	40(65.6)	21(34.4)	3.385	1	.066
	5(22.7)	17(77.3)				10(43.5)	13(56.5)				10(43.5)	13(56.5)			

備考:いずれの項目でも無回答は除いている

*p<.05 **p<.01

表3 触法者が地域生活の中のケース

	問題行動				心理的問題				いずれかの問題						
	有り	無し	X ² 値	df	p値	有り	無し	X ² 値	df	p値	有り	無し	X ² 値	df	p値
逮捕頻度	23(27.1)	62(72.9)	5.027	1	.025*	30(34.9)	56(65.1)	1.571	1	.210	35(40.2)	52(59.8)	4.719	1	.030*
検察回	33(44.0)	42(56.0)				33(44.6)	41(55.4)				43(57.3)	32(42.7)			
虐待関係	34(41.0)	49(59.0)	5.005	1	.025*	41(50.6)	40(49.4)	9.396	1	.002**	51(62.2)	31(37.8)	14.321	1	.000**
可能性高い	17(23.9)	54(76.1)				18(26.1)	51(73.9)				22(31.4)	48(68.6)			
可能性低い															
説明状況①	34(42.5)	46(57.5)	9.125	1	.003**	49(61.3)	31(38.8)	17.429	1	.000**	54(66.7)	27(33.3)	19.046	1	.000**
正確説明	16(20.3)	63(79.7)				22(28.2)	56(71.8)				25(32.1)	53(67.9)			
説明有り (虚偽含む)															
説明無し	44(42.3)	60(57.7)	9.909	1	.002**	58(56.9)	44(43.1)	14.701	1	.000**	70(66.7)	35(33.3)	21.482	1	.000**
説明状況②															
説明有り (不明除く)	16(20.3)	63(79.7)				22(28.2)	56(71.8)				25(32.1)	53(67.9)			
説明無し	45(44.1)	57(55.9)	10.679	2	.005**	61(61.0)	39(39.0)	24.255	2	.000**	70(68.0)	33(32.0)	22.296	2	.000**
触法行為に対し する気づき	14(20.3)	55(79.7)				17(25.4)	50(74.6)				21(31.3)	46(68.7)			
気づいていない															
どちらとも いない	15(40.5)	22(59.5)				11(29.7)	26(70.3)				18(47.4)	20(52.6)			
実質的養育 者	46(33.6)	91(66.4)	.832	1	.362	58(43.6)	75(56.4)	.009	1	.926	69(50.7)	67(49.3)	.587	1	.443
社会的養護 者	28(40.0)	42(60.0)				31(44.3)	39(55.7)				40(56.3)	31(43.7)			
教育機関との 連携	11(35.5)	20(64.5)	1.524	2	.467	12(38.7)	19(61.3)	3.987	2	.136	13(40.6)	19(59.4)	9.416	2	.009**
情報共有× 連携×															
情報共有× 連携○	15(38.5)	24(61.5)				19(50.0)	19(50.0)				24(61.5)	15(38.5)			
情報共有○ 連携○	42(46.7)	48(53.3)				52(59.1)	36(40.9)				64(71.1)	26(28.9)			
学校側の対 応	48(51.0)	47(49.0)	1.156	1	.282	54(58.1)	39(41.9)	.090	1	.764	69(71.9)	27(28.1)	0.582	1	.445
	8(38.1)	13(61.9)				12(54.5)	10(45.5)				14(63.6)	8(36.4)			

備考:いずれの項目でも無回答は除いている *p<.05 **p<.01

呈する割合が高くなる傾向はあった ($\chi^2=9.416$, $df=2$, $p<.01$)。

全体の分析から、子どもが触法行為について説明を受けているか否か、子ども自身が触法行為に気づいているかどうかということが、問題行動および心理的問題の有無に関係していることが明らかになったが、これらの要因は、子どもの年齢と深く関わっていることが想定される。つまり、子どもが抽象的概念の把握が可能であり、ある程度の発達段階に達していれば周囲も触法行為についての説明をする可能性が高くなり、また子ども自身も発達段階が上がることにより、周囲からのさまざまな情報を検討して事実を推測することが可能になる。逆に乳児や幼児では、説明を受けても解釈が困難であり、自己を客観視することも難しい。それゆえ問題行動や心理的問題を抱えることも少ないと考えられる。そこで、年齢による影響を除外するために、10歳以上の高年齢群のみを対象に分析を試みた。

④高年齢群のみのケースについて (n=214) (表4参照)

10歳以上の高年齢群のみについて分析したところ、問題行動や心理的問題と関連性がみられた項目は虐待関係の有無と触法行為に対する気づき、実質的養育者、教育機関と児童相談所との連携であった。

触法者から直接的に虐待を受けた可能性や間接的に虐待行為を目撃した可能性の高い群は、それらの可能性が低い群と比べて、問題行動 ($\chi^2=5.908$, $df=1$, $p<.05$) および心理的問題 ($\chi^2=11.249$, $df=1$, $p<.01$) を呈しやすい傾向がみられた。また、子ども自身が触法行為に気づいている場合は、気づいていない場合に比べて心理的問題を抱えやすいことがうかがわれた ($\chi^2=6.131$, $df=2$, $p<.05$)。しかし、問題行動については有意差はみられなかった。実質的養育者については、社会的養護のもとに置かれている場合、そうでない場合よりも問題行動を呈する傾向が低く ($\chi^2=7.573$, $df=1$, $p<.01$)、心理的問題を呈する傾向も低い ($\chi^2=6.419$, $df=1$, $p<.05$) ことが見出された。教育機関と児童相談所との連携については、情報共有と連携のレベルが高い方が心理的問題を抱えやすい結果となった ($\chi^2=15.079$, $df=2$, $p<.01$)。さらに、触法者の所在の相違については、問題行動および心理的問題との単独の有意差は見られなかったが、触法者が地域生活を送っている場合の方が、子どもは何らかの問題を抱えやすいことが示された ($\chi^2=3.899$, $df=1$, $p<.05$)。

これら以外の項目、具体的には逮捕頻度や説明状況、学校側の対応の度合いにつ

表4 10歳以上についてのケース

	問題行動				心理的問題				いずれかの問題						
	有り	無し	χ^2 値	df	p値	有り	無し	χ^2 値	df	p値	有り	無し	χ^2 値	df	p値
逮捕頻度	21(36.2)	37(63.8)	2.435	1	.119	27(46.6)	31(53.4)	1.751	1	.186	30(50.8)	29(49.2)	3.262	1	.071
格数	49(49.0)	51(51.0)				58(57.4)	43(42.6)				66(65.3)	35(34.7)			
虐待関係	45(51.7)	42(48.3)	5.908	1	.015*	58(66.7)	29(33.3)	11.249	1	.001**	63(72.4)	24(27.6)	11.040	1	.001**
可能性高い	28(33.3)	56(66.7)				35(41.2)	50(58.8)				41(47.7)	45(52.3)			
可能性低い	50(40.3)	74(59.7)	.024	1	.877	77(61.1)	49(38.9)	.360	1	.549	83(65.4)	44(34.6)	1.158	1	.282
説明状況① 正確説明	14(38.9)	22(61.1)				20(55.6)	16(44.4)				20(55.6)	16(44.4)			
説明無し	63(41.7)	88(58.3)	.096	1	.756	91(59.9)	61(40.1)	.224	1	.636	101(65.6)	53(34.4)	1.269	1	.260
(虚偽含む)															
説明無し (不明除く)	14(38.9)	22(61.1)				20(55.6)	16(44.4)				20(55.6)	16(44.4)			
触法行為に 対する気づき	60(41.1)	86(58.9)	1.870	2	.393	93(63.7)	53(36.3)	6.131	2	.047*	99(66.4)	50(33.6)	0.939	2	.652
気づいていない	18(52.9)	16(47.1)				17(50.0)	17(50.0)				20(58.8)	14(41.2)			
どちらとも いえない	16(48.5)	17(51.5)				14(42.4)	19(57.6)				20(60.6)	13(39.4)			
実質的養育 者	61(38.6)	97(61.4)	7.573	1	.006**	84(53.2)	74(46.8)	6.419	1	.011*	93(58.1)	67(41.9)	10.431	1	.001**
社会的養護 者	33(60.0)	22(40.0)				40(72.7)	15(27.3)				46(82.1)	10(17.9)			
教育機関と の連携	14(30.4)	32(69.6)	4.812	2	.090	17(36.2)	30(63.8)	15.079	2	.001**	18(37.5)	30(62.5)	23.029	2	.000**
情報共有× 連携×	20(41.7)	28(58.3)				26(55.3)	21(44.7)				31(64.6)	17(35.4)			
情報共有○ 連携○	52(49.5)	53(50.5)				73(69.5)	32(30.5)				82(77.4)	24(22.6)			
学校側の対 応	57(50.9)	55(49.1)	.834	1	.361	71(64.5)	39(35.5)	.000	1	.998	83(74.1)	29(25.9)	0.496	1	.481
関わり有	12(41.4)	17(58.6)				20(64.5)	11(35.5)				21(67.7)	10(32.3)			
関わり無	32(36.8)	55(63.2)	2.830	1	.092	47(52.8)	42(47.2)	1.527	1	.216	50(56.2)	39(43.8)	3.899	1	.048*
刑事施設	61(48.4)	65(48.4)				76(61.3)	48(38.7)				88(69.3)	39(30.7)			
触法者の所 在															

*p<.05 **p<.01

備考:いずれの項目でも無回答は除いている

表5 問題と連携状況及び学校対応の関連性 (全ケース)

問題行動	連携状況				学校対応				
	情報共有 × 連携 ×	情報共有 × 連携 ○	情報共有 × 連携 ×	情報共有 ○ 連携 ○	関わり有り	関わり無し	関わり有り	関わり無し	
有り	14(13.5)	24(23.1)	66(63.5)	9.77	2	.008**	73(84.9)	13(15.1)	
無し	50(27.6)	47(26.0)	84(46.4)				84(73.7)	30(26.3)	
心理的問題	有り	18(12.7)	33(23.2)	91(64.1)	20.975	2	.000**	90(80.4)	22(19.6)
無し	47(33.3)	37(26.2)	57(40.4)				64(73.6)	23(26.4)	
いずれかの問題	有り	19(11.5)	41(24.8)	105(63.6)	31.856	2	.000**	109(82.0)	24(18.0)
無し	47(38.5)	30(24.6)	45(36.9)				48(69.6)	21(30.4)	

備考:いずれの項目でも無回答は除いている
 *p<.05 **p<.01

表6 問題と連携状況及び学校対応の関連性 (10歳以上)

問題行動	連携状況				学校対応				
	情報共有 × 連携 ×	情報共有 × 連携 ○	情報共有 × 連携 ×	情報共有 ○ 連携 ○	関わり有り	関わり無し	関わり有り	関わり無し	
有り	14(16.3)	20(23.3)	52(60.5)	4.812	2	.090	57(82.6)	12(17.4)	
無し	32(28.3)	28(24.8)	53(46.9)				55(76.4)	17(23.6)	
心理的問題	有り	17(14.7)	26(22.4)	73(62.9)	15.079	2	.001**	71(78.0)	20(22.0)
無し	30(36.1)	21(25.3)	32(38.6)				39(78.0)	11(22.0)	
いずれかの問題	有り	18(13.7)	31(23.7)	82(62.6)	23.029	2	.000**	83(79.8)	21(20.2)
無し	30(42.3)	17(23.9)	24(33.8)				29(74.4)	10(25.6)	

備考:いずれの項目でも無回答は除いている
 *p<.05 **p<.01

いては行動面でも心理面でも有意差はみられなかった。

教育機関と児童相談所との連携のあり方や、学校側の対応の度合いについては、子どもの問題に対応するかたちで、そのあり方が決定づけられる可能性がある。そこで、独立変数と従属変数を入れ替えて分析した(表5、表6参照)。その結果、全ケースに関してみると、問題行動の有無と、教育機関と児童相談所との連携のあり方の間には関連性があることが明らかになった ($\chi^2=9.77$, $df=2$, $p<.01$)。すなわち、子どもに問題行動がみられる場合の方が、情報共有し連携している傾向が強かった。また、児童の心理的問題の有無と、教育機関と児童相談所との連携のあり方の間にも関連性がみられた($\chi^2=20.975$, $df=2$, $p<.01$)。子どもに心理的問題がある場合の方が、情報共有し連携している傾向がみられた。しかし、学校の対応については、問題行動の有無も心理的問題の有無も単独では関わりの有無と関連性が見出されなかった。ただし、いずれかの問題の有無として一括りにした場合は学校対応状況との間に危険率5%水準であるが関連性があった ($\chi^2=4.028$, $df=1$, $p<.05$)。

これらの項目について10歳以上の高齢群に限定した場合、心理的問題の有無と連携状況のあり方の間に関連性がみられ、全ケースと同様の傾向が見出されたが($\chi^2=15.079$, $df=2$, $p<.01$)、問題行動の有無との間には関連性はなかった。さらに、学校対応については、行動面心理面いずれの場合も関連性が見出されなかった。

5. 考 察

本研究では、触法者を親族にもつ子どもが呈する問題行動および心理的問題と、彼らを取り巻く環境との関連性について明らかにすべく、児童相談所を対象としたアンケート調査をもとに分析した。児童相談所を対象とした調査結果という性質から、触法者を親族にもつ子ども全体についての結果が得られたわけではなく、特定の特徴を有する対象者についての研究結果であったことに注意しなければならない。深谷(2014)でも触れているが、児童相談所が関わるケースは、実母の逮捕やその他の理由による養育力の低下により、養育者不在になったケースが多数を占めている。そのため、親族が触法行為を行っても残された親族に養育能力があれば児童相談所と関わる可能性は低くなり、本調査の対象として浮上してこないと考えられる。また、多忙な中での回答であり、一つの回答に関して逐一確認をとっている

わけではないため、全データが子ども本人の実際の状況を的確に示しているとは限らない点にも留意しなければなるまい。

このような制限がある中での分析とはいえ、触法者を親族にもつ子どもが呈する問題行動および心理的問題と、彼らを取り巻く環境との関連性について一定の傾向を見出すことが出来た。以下で前述の四つの仮説に沿って考察して行きたい。

第一の「触法者を親族にもつ子どもの問題行動および心理的問題の有無は、子どもの年齢、触法行為についての気づきといった子ども自身に関する事項と関連がある。」という仮説については、子どもの年齢、触法行為についての気づきのいずれの項目についても支持された。高年齢群の方が問題を呈しやすい要因としては、自分自身を客観視する力や、抽象概念の把握力、認知能力の程度は、個人差はあるものの年齢に応じて発達するということが挙げられる。そのため、年齢が高くなると親族の触法行為についての気づきの可能性も高くなり、結果的に問題につながる。しかし、年齢の影響を除外した場合、子ども自身の気づきと心理的問題の間には関連性がみられたが、問題行動の間には関連性がみられていないことから、10歳以上の触法者の子どもの問題行動には気づき以外の別の要因があると推察される。また、仮に子どもが親族の触法行為に気づいていたとしても、必ずしもそれを周囲の人々に確認したり示唆するとは限らないため、触法行為について子どもがどのように認識しているのかを正確に把握することは容易ではない。

第二の「触法者を親族にもつ子どもの問題行動および心理的問題の有無は、触法者の所在（刑事施設入所中 / 地域生活中）や逮捕頻度、触法内容といった触法者に関する事項と関連がある。」という仮説については、逮捕頻度については支持されたが、触法者の所在については問題行動に関してのみ仮説が支持された。一方、触法内容については本研究では明らかに出来なかった。触法者が刑事施設入所中の方が子どもの問題が少ないという傾向は、10歳以上に限定しても危険率5%水準ではあるが、同様にみられた。このことは、後述する第三の仮説とも関わっているが、触法者本人が地域生活を送り、子どもとの接触の機会が増えれば、子どもは問題を抱えやすくなると解釈できる。また、全ケースでは逮捕頻度が複数回にわたっている場合の方が子どもの問題が少ないという結果が得られたが、軽微な犯罪でも複数回になれば刑事施設に入所する可能性も高くなる。すなわち、触法者の逮捕頻度が複数回にわたると、刑事施設に入所することが多くなり、結果的に子どもとの接触が減少するために、子どもの問題が少なくなると推察される。本研究においては、

社会的スティグマと子どもが抱える問題との関連性を明らかにすることは主たる目的ではないが、触法者の所在や逮捕頻度に社会的スティグマがどのように関わり、それを子どもがどのように認識しているかも、今後考察して行く必要がある。

第三の「触法者を親族にもつ子どもの問題行動および心理的問題の有無は、子と触法者との親族関係（実母かそれ以外か）や接触頻度、虐待関係の有無など、子と触法者との関係性に関する事項と関連がある。」という仮説については、子どもと触法者との親族関係や接触頻度との関連性については、明らかにすることは出来なかったが、虐待関係の有無については、全ケースにおいても、10歳以上のケースのみにおいても有意差がみられた。このことは、逮捕以前から触法者と子どもとの間に、直接的あるいは間接的な虐待関係がある場合、逮捕という出来事よりもむしろ虐待による心身への影響が子どもに強く表れると解釈されよう。本研究の回答の中には、児童虐待による逮捕の事例も多く含まれており、逮捕という出来事だけでなくそれ以前の触法者との関係性が、その後の子どもの心身のあり方に大きく影響を与えるということがわかる。また、接触頻度に関しては直接的に明らかにすることはできなかったが、前述の通り触法者が地域生活を送っている場合の方が、刑事施設入所中と比較して子どもが問題を抱える傾向にあった。つまり、触法者との接触の有無が子どもの問題と関連している可能性が高いということである。しかし、児童相談所が関わっているケースでは、刑事施設入所中の触法者と子どもとの接触がほとんど無いことが明らかになっており（深谷 2014）、仮に入所中から継続的に接触していたならば、問題を抱えることが緩和されるのかということまでは明らかに出来なかった。

また、地域生活を送っている触法者と子どもとの接触の時間や内容、あるいは質のあり方などについての詳細も今後明らかにして行く必要がある。刑事施設入所中に触法者と出所を待つ家族の間には、お互いに対する気持ちや、将来に対する考えや、家族観、生活意識等さまざまな点で齟齬が生じる可能性が高い。その齟齬を予測し理解しないまま再び共同生活を営んだり、接触を繰り返すことで結果的に家族の関係性が悪化し、そのことが子どもの問題となって表出されることもあるだろう。もちろん、子どもが社会的養護のもとで生活している場合、触法者が出所してきたからといってすぐに子どもとの共同生活や接触が可能になるわけではなく、触法者の養育能力が十分備わったと児童相談所が判断した時点で接触や共同生活が可能になる。とはいえ、児童相談所や児童養護施設のマンパワーは限られており、定

期的かつ継続的な親子関係の見守りは容易ではない。

第四の「触法者を親族にもつ子どもの問題行動および心理的問題の有無は、子への説明の有無、実質的養育者（社会的養護かそれ以外か）、児童相談所と学校との連携のあり方、学校側の対応状況といった社会環境と関連がある。」という仮説については、子どもへの説明の有無および、児童相談所と学校との連携のあり方について問題行動と心理的問題に関して仮説が支持され、実質的養育者については問題行動についてのみ仮説が支持された。しかし、学校側の対応については仮説は支持されなかった。また、10歳以上の高年齢群で仮説が支持されたのは、実質的養育者についてのみであった。全ケースの結果のみからは、子どもが親族の触法行為について説明を受けていると、自らの生い立ちに対する劣等感や罪悪感等につながり、問題を呈しやすいくということになる。しかし、説明を受けているのが主に高年齢群であると考えた場合、説明の有無と問題の有無の直接的因果関係は断定できない。むしろ、今回、年齢による影響を除外した場合には、説明の有無と問題の有無との関連性が見出されていないことから、子どもの問題は説明の有無と関わりが薄いと解釈する方が妥当であろう。また、仮説一で論じたように、10歳以上のケースでは触法行為についての気づきと問題行動の有無の間に関連性が見出されていないことから、知らせることイコール問題行動の起爆剤というわけではないという見方も出来る。

とはいえ、子どもの福祉を考慮すれば、子どもに親族が行った触法行為を伝えた方がよいのか、伝えるとしたらどのように伝えるべきかは大きな課題である。また、仮に伝えないという選択をした場合でも、子ども自身がインターネットや近隣住民、他の親族、友人等から親族が起こした触法行為についての情報を得る可能性は常にあり、主たる養育者は子どもが不適切な内容を伝え聞く不安を抱え続けることになる。告知の判断については、子どもの理解力や性格、生活状況、触法内容、支援環境等多様な要因を検討することが求められよう。その中には、伝えることあるいは伝えないことが、将来にわたって子どもの心理的側面にどのような影響を与えるかの予測も必要になる。しかし、告知の長期的影響についての縦断的研究はなされておらず、予測が立てにくいのも事実である。米国などでは親の触法行為について知られることが、その子どもの権利として主張されることもある（深谷 2013）。しかし、一方ではデリケートな課題としてとらえられている側面もあり、欧米においても当該課題についてのコンセンサスは得られていないようである。近年では、生

殖補助医療によって生まれる子の出自について知らされる権利にかかる議論が浮上しており (e.g. 南 2012)、子どもの知る権利をいかに保障して行くかが課題となっている。

児童養護施設や里親の元で生活している方が問題を呈しにくいという結果は、仮説三の本人との接触頻度と関わっていると推察される。社会的養護環境においては触法者との接触が少なくなるため、問題が浮上しにくいと推察される。とはいえ、前述の通り本研究で得られた回答は児童相談所が関わっているケースに限られているため、親族に触法者がいるけれども残された養育者のもとで生活しているケースについては把握できていない。ゆえに、当該結果は触法者の子どもは社会的養護のもとで生活することがより適切ということの意味しているわけではない。むしろ、社会的養護のもとでも問題なく生活できることの裏付けが得られたと考えるべきであろう。

児童相談所と学校が連携のあり方や、学校側の対応の有無との関連性については、連携のあり方や学校側の対応によって、子どもの問題が規定されるのではなく、子どもの呈する問題行動や心理的問題に応じて、連携のあり方や学校側の対応が規定されてくるためと考えられた。そこで、独立変数と従属変数を入れ替えて分析してみたところ、情報共有と連携のあり方については問題行動の有無も心理的問題の有無も関連性が見出されており、問題が顕在化している場合に、児童相談所と学校の連携がより強まることがわかる。また、10歳以上では心理的問題の有無に応じて、連携状況が異なることは示唆されたが、問題行動に応じて連携状況が異なるという統計的根拠は見出されていない。この背景には、10歳以上では連携のあり方の規定要因としては、問題行動の有無よりもむしろ心理的問題の有無の方が強いことが考えられる。学校対応について問題の有無との間に関連性がみられなかった理由としては、回答者が各ケースについて学校側の対応の状況を十分に把握していない可能性が挙げられる。また、学校側の対応についての客観的評価が回答者により異なっていることも考えられる。つまり、学校側の対応の度合いに対して満足していない回答者らが、実際の対応度合いにかかわらず「関わり無し」と回答していた可能性があるということである。したがって、学校側の対応と問題との関連性を適切に把握するためには、実際に関わっている学校側の調査も必要になる。

6. まとめ

本研究では、触法者を親族にもつ子どもが呈する問題行動および心理的問題と、彼らを取り巻く環境との関連性について明らかにすべく、児童相談所を対象としたアンケート調査をもとに分析した。

子どもの問題行動および心理的問題とは、子どもの年齢や虐待関係の有無、説明状況、触法行為に対する気づき、教育機関との連携等の要因が関連していた。また、問題行動と実質的養育者や触法者の所在との間に関連性があることが明らかになった。しかし、年齢による影響を除外した場合、問題行動と心理的問題の両方に関連があったのが虐待関係と実質的養育者の違いのみであり、触法行為に対する気づきと、教育機関と児童相談所との連携状況については心理的問題のみと関連があった。また、触法者の所在とは問題行動のみとの関連性が見出された。

子どもの呈する問題とどのような要因が最も関連性が強いのか、また各要因間の関係性はどのようにになっているのか等については、あらためて分析する必要がある。

備考：本研究を実施するに当たっては、2013年度北九州市立大学特別研究推進費を得ている。

参考文献

- Arditti, J.A., Smock, S.A., & Parkman, T. (2005). “ It’s been hard to be a father” : A qualitative exploration of incarcerated fatherhood. *Fathering*, 3, 267-88.
- Condry, R.(2007). *Families Shamed: The consequences of crime for relatives of serious offenders*. Collumpton, England: Willan.
- Hagan, J., and Dinovitzer, R. (1999). Collateral consequences of imprisonment for children, communities and prisoners. In M. Tonry & J. Petersilia (Eds.), *Crime and justice: A review of research: Prisons* (Vol. 26, pp. 121-162). Chicago, IL: University of Chicago Press.
- Johnson, E.I. and Waldfogel, J. (2002). Parental incarceration: Recent trends and implications for child welfare. *The Social Service Review*, 76(3), 460-79.
- Morris, P. (1965). *Prisoners and their families*. Workin, England: Unwin Brothers.
- Murray, J. and Farrington, D.P.(2008). Parental imprisonment: Long-lasting effects on boys’ internalizing problems trough the life course. *Development and Psychopathology*, 20(1), 273-90.
- Murray, J., Farrington,D.P., and Sekol, I. (2012). Children’s antisocial behavior, mental health, drug use, and educational performance after parental incarceration: A systematic review and meta-analysis. *Psychological Bulletin*,138(2), 175-210.
- Poehlmann, J. (2005). Representations of attachment relationships in children of incarcerated mothers. *Child Development*, 76,679-96.
- 深谷 裕 (2013) 「日本における犯罪加害者家族支援の必要性と可能性—オーストラリアにおける加害者家族支援を手掛かりに—」『基盤教育センター紀要』 15, 141-67, 北九州市立大学.
- 深谷 裕 (2014) 「触法者を親族にもつ子どもに関する研究—児童相談所アンケート調査から見えてくるもの—」『基盤教育センター紀要』 18, 111-28, 北九州市立大学.
- 南 貴子 (2012) 「オーストラリア・ビクトリア州における生殖補助医療の法制度化による子の出自を知る権利の保障」『海外社会保障研究』 179, 61-71.